

破産債権者に対する財産散逸防止義務と破産管財人の関係

【文献種別】 判決／徳島地方裁判所
【裁判年月日】 令和3年8月18日
【事件番号】 令和2年（ワ）第306号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 訴え一部却下・請求一部棄却（控訴）
【参照法令】 民事訴訟法第1編第3章、破産法34条・78条
【掲載誌】 金判1634号20頁
◆ LEX/DB 文献番号 25591789

成蹊大学専任講師 八木敬二

事実の概要

酒や食品の小売店を複数経営するグループ会社であった株式会社A、有限会社Bおよび株式会社C（以下「各破産会社」と総称する）は、弁護士であるY₁およびY₂に対し、破産手続開始の申立てなどを委任した。委任を受けたYらは、令和2年1月30日、各破産会社について、準備が整い次第、近日中に自己破産の申立てを行う予定であるとして、各破産会社の債権者らに対し、受任通知書を発送した。しかし、その受任通知を受けた納入業者らから取り込み詐欺であるなどと抗議を受けたことなどから、Yらは、同年2月10日、納入業者らに対し、同年1月29日および同月30日に各破産会社に納入された酒類商品については例外的に返品に応じる旨を通知し、同年2月15日から同年3月13日にかけて、各破産会社の元従業員らに作業をさせ、納入業者らに各破産会社の在庫商品を返品するとともに、元従業員らに一定の賃金を支払った。各破産会社は、令和2年3月2日、Y₂を代理人として徳島地方裁判所美馬支部に破産手続開始を申し立て（同支部同年（ワ）第5ないし7号）、同支部は、同月26日、各破産会社について破産手続開始決定をし、各破産会社の破産管財人としてXを選任した。

Xは、各破産会社それぞれの破産管財人として、Yらに対し、不法行為に基づき、連帯して、各破産会社に生じた損害額（合計3541万余円）と遅延損害金を支払うよう求めた。その理由は、各

破産会社が破産状態にあることを知悉しながら上記返品行為などによってその責任財産を減少させた（総債権者の債権が満足を得ることを故意に阻害した）点が財産散逸防止義務に違反し、それによる損害が生じたとのことである。また、この不法行為によって各破産会社の総債権者がYらに対して取得した損害賠償請求権は破産財団に属するので、破産財団の管理として、または総債権者の任意的訴訟担当としてXが行使できるという理由で訴えが提起されている。

判決の要旨

訴え一部却下・請求一部棄却（控訴）。

「1 被告らの責任及び原告らが被告らに対し損害賠償請求権を行使することの可否

（1）破産管財人は、破産財団に属する財産について管理及び処分をする権利を有するところ（破産法78条1項）、破産財団は、破産者が破産手続開始の時ににおいて有する一切の財産（破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権を含む。）により構成される（同法34条1項、2項）。ところが、原告らの主張によれば、原告らが本件において行使する不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権者（破産債権者）らに損害が生じたことを原因として発生したものであるというのであって、各破産会社に属する請求権として発生したのではなく、債権者らの被告らに対する請求権として発生したものであるといわざ

るを得ない。そして、各破産会社が、破産手続開始決定時までに、債権者らから当該請求権を取得したことを基礎づける具体的事実の主張もない。そうであれば、当該請求権が、『破産者が破産手続開始の時に有する一切の財産』であるとはいえないし、当該請求権が、各破産会社に対する破産手続開始決定に伴って、当然に債権者（破産債権者）らから各破産会社の破産財団に移転したというべき法的根拠もない。

したがって、原告らが主張する被告らに対する損害賠償請求権が、各破産会社の破産財団を構成するとは認めるに足りず、この点に関する原告の請求は理由がない……。

(2) また、原告らは、破産管財人は任意的訴訟担当として総債権者（破産債権者）が有する損害賠償請求権を行使することができることも主張するが、破産管財人に対して、破産債権者らから、その帰属する請求権を行使することについて授權があったとはいえることはできず、破産管財人である原告らが、各破産会社の総債権者（破産債権者）に帰属する権利を行使し得る権限を有しているとはいえない。したがって、本件訴えのうち、上記の部分は、原告適格を欠き不適法である。」

判例の解説

一 はじめに

本件では、破産者代理人（破産手続開始申立代理人）¹⁾の財産散逸防止義務違反が争点とされたものの、それを問う前提として、①Xが本件において行使する損害賠償請求権は破産債権者が有しているため破産財団に属しておらず、したがって破産管財人の管理処分権の範囲に含まれていないこと、②破産債権者の有する請求権を任意的訴訟担当によって行使するのに必要な授權が認められないことを理由に、財産散逸防止義務違反に関する検討に入ることなく、本判決はXの主張を退けている。

破産者代理人の財産散逸防止義務は、比較的最近の裁判例によって形成されてきた概念である。その嚆矢となったのは、東京地判平 21・2・13 判時 2036 号 43 頁（以下「平成 21 年判決」という）であった。平成 21 年判決は、破産者代理人が破産申立てを受任し、その旨を債権者に通知しな

から 2 年間その申立てをせず、その間に破産者が大半の財産を費消するに任せた事案について、「破産申立てを受任し、その旨を債権者に通知した弁護士は、可及的速やかに破産申立てを行うことが求められ、また、破産管財人に引き継がれるまで債務者の財産が散逸することのないよう措置する」法的義務があるとして、破産管財人に対する不法行為の成立を認めた。それ以降、同種の裁判例がいくつか出来しており²⁾、本件に近いものだと、東京地判平 26・8・22 判時 2242 号 96 頁・千葉地松戸支判平 28・3・25 判タ 1438 号 216 頁では本件同様に破産者代理人による積極的な財産散逸行為が問題とされ、東京地判平 27・10・15 判タ 1424 号 249 頁では破産債権者が自ら行使する損害賠償請求権が問題とされた。これら従前の裁判例と比べると、本判決は、破産者代理人による積極的な財産散逸行為によって破産債権者に生じたとされる損害賠償請求権を、破産管財人が行使した事例に関する判断であるという点が新しい。

二 破産者代理人の財産散逸防止義務

1 破産管財人の管理処分権

破産手続の開始によって破産管財人による管理・処分の対象となるのは、「破産財団に属する財産」である（破産法 78 条 1 項）。この「破産財団」を構成するのは、（基本的には）破産手続開始時点において破産者の有する財産である（破産法 2 条 14 項、34 条 1 項）。したがって、破産管財人が「破産財団に属する財産」につき管理処分権を行使するならば、その財産の帰属主体が破産者であることが求められる。すなわち、破産管財人の有する財産は破産財団を構成しない。そうすると、平成 21 年判決に見られるような破産管財人に対する不法行為の成立と破産管財人による破産財団に係る管理処分権の行使は直結しないはずである。この法的な間隙を診断するためには、財産散逸防止義務の根拠を確認するのが有意義であろう³⁾。

2 財産散逸防止義務の根拠

平成 21 年判決を含む一連の裁判例では、破産法の趣旨・目的から破産管財人に対する財産散逸防止義務が導かれることがほとんどで、本件でも、破産法の趣旨に反する社会的相当性を欠く行為が

財産散逸防止義務違反になると主張整理されている。破産法の趣旨・目的が損なわれた場合にその実現を担う破産管財人に対して損害を賠償するという実質はある意味で素直かもしれないが、破産法の趣旨・目的から導き出され得る法的な関係があまりに茫漠としているため、財産散逸防止義務の淵源を検証する学説上の議論が精密に展開されている。

一つは、破産者代理人の特性に着目する方向の議論である。例えば、債務者の債務超過を契機とする実体法上の義務としての信認義務を観念する松下祐記説がある⁴⁾。また、専門家たる弁護士を取り巻く法律関係に還元し、弁護士法1条2項の誠実義務に根拠を求める加藤新太郎説もある⁵⁾。これらの見解からは、破産者代理人について、破産者に対する財産散逸防止義務と破産債権者に対する財産散逸防止義務の双方が観念され得る。同様に信認義務の問題としながら、破産債権者の全体損害(Gesamtschaden)を理由とする損害賠償請求権は破産財団所属財産であるとする見解も見られる⁶⁾。これに対し、破産法の趣旨や弁護士の誠実義務などから(破産者ではなく)破産債権者との関係で一般に財産散逸防止義務を認めることに警戒を示し、信義則による個別の解決を指向する見解も存在する⁷⁾。

他方で、財産散逸防止義務違反によって損なわれる利益(客体)に着目する方向の議論もある⁸⁾。すなわち、破産者代理人の破産者に対する委任契約上の義務として財産散逸防止義務を析出し、破産者には破産手続開始時の自らの総財産を総債権者に公平に分配する利益(公平分配利益)と破産免責を取得する利益(免責利益)が認められ、それらの利益の実現に向けた委任事務の処理が求められるとする伊藤眞説がある。この見解では、裁判例の指摘する破産法の趣旨・目的は委任事務の内容として具体化されているといえるだろう。

以上の議論から、近時は、破産管財人ではなく破産者または破産債権者に対する債務不履行ないし不法行為の問題と捉える見方が有力だと考えられる。しかし、仮に本件で信認義務などを基礎に破産債権者に対する財産散逸防止義務を問う場合、破産者代理人が積極的に財産散逸行為をしているので破産者との委任関係の問題に解消されるのではないか、という疑義があり得る。その疑義

を回避すべく、いずれの立場であっても認められる破産者に対する財産散逸防止義務を問うとしても、本件返品行為によって代金支払債務の消滅などが帰結されるならば、破産者または破産財団⁹⁾に損害を観念することが難しいのではないか、という疑問が残る¹⁰⁾。

三 破産債権者と破産管財人の関係

そうすると、上記議論の主たる対象からは外れているが、破産者代理人による財産散逸防止義務によって破産債権者に損害が生じたとの実質を重視する主張を展開したXの選択も説得的といえるだろう。しかし、破産債権者に生じた損害賠償請求権を破産管財人が行使できるのか、という問いへの解答は必ずしも用意されていない。肯定的な立場を明らかにする加藤新太郎教授によれば、職務上の当事者(訴訟担当者)になるとされている¹¹⁾。敷衍的に解釈するならば、詐害行為取消権が各債権者の有する権利であるのと同様に否認権も各破産債権者の有する権利ではあるが(法定管理権に基づき)破産管財人のみが破産債権者全員のために行使できるのと同様に¹²⁾、財産散逸防止義務違反によって生じる各破産債権者の損害賠償請求権についても破産管財人による(排他的)行使に委ねられるのではないかと説くものだと考えられる。この議論は、破産管財人の法的地位をどのように理解するかといった問題に波及する内容を含んでおり¹³⁾、ここで検討を尽くすのは適切とはいえず、機会を改めてさらなる分析を試みるほかない¹⁴⁾。

あるいは、個別的な損害が生じていると見るのであれば、任意的訴訟担当も検討に値しよう¹⁵⁾。しかし、Xが個別の破産債権者から授権を得ようとした形跡はなく¹⁶⁾、総債権者の被害が主張されるのみである。すなわち、各人に(個別の)請求権が認められる状況ではなく、より抽象的な上位区分としての破産債権者に対する損害が主張されていた可能性がある。上述した伊藤眞説の実質も、破産債権者に認められる集団的利益を公平分配利益と措定し、破産者を起点にそれを捉え直した見解だと考えることができ、そのような技巧を施さずに破産債権者の利益に引き戻した公平分配利益について、個別的な法関係にはない法的価値(保護法益)があるのであれば、個別の損害が

各破産債権者に生じる場合と破産債権者全体に一つの損害が生じる場合を分けることができるだろう¹⁷⁾。さらに、破産管財人が破産債権者の利益を代表する地位にあること¹⁸⁾が一般に承認されているとすれば、公平分配利益の侵害によって生じる損害賠償請求権については破産管財人に原告適格が認められる余地もある¹⁹⁾。その意味で、破産債権者らに損害が生じたことを原因とするとXの主張を解釈した本判決は、それが結論において受容可能かどうかはともかく、個別的利益とは保護法益の異なる集団的利益が問われた可能性を排除した点で疑問である。

四 おわりに

ここまでの検討からすると、Xの挑戦によって財産散逸防止義務に関する従来の議論に一石が投じられたと見ることも不可能ではないだろう。本件の生んだ小さな波紋がどのような広がりを見せるのか、今後の展開に注目したい。

●—注

- 1) 現実に破産手続開始申立てを代理したのがY₂のみであることから、事実関係次第ではY₁への委任の本旨を別異に考察する余地もあるため、よりニュアンスの広い「破産者代理人」との呼称を用いる。この用語法については、伊藤眞「破産者代理人（破産手続開始申立代理人）の地位と責任」事業再生と債権管理 155号（2017年）4頁（以下「伊藤①」と引用する）、同「破産者代理人（破産手続開始申立代理人）の地位と責任」全国倒産処理弁護士ネットワーク編『破産申立代理人の地位と責任』（きんざい、2017年）18～19頁（以下「伊藤②」と引用する）参照。
- 2) 裁判例の広範な検討として、岡伸浩「破産申立代理人の財産散逸防止義務をめぐる考察」同『信託法理の展開と法主体』（有斐閣、2019年）325頁以下（初出2016年）など参照。
- 3) 仮に否認権の行使があり得たとしても、相手方の資力がないような場合には破産者代理人への責任追及に独自の意義が認められる（伊藤①・前掲注1）6頁、伊藤②・前掲注1）21頁）。ただし、破産者代理人の得る報酬関係で一定の調整が図られる事案も多いと考えられよう（野村剛司「判批」全国倒産処理弁護士ネットワーク編・前掲注1）書 206頁以下参照）。
- 4) 松下祐記「債務者代理人」民訴 61号（2015年）99頁以下、同「再生債務者代理人の地位に関する一考察」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』（有斐閣、2015年）1084頁注30。関連して、中西正「破産申立代理人の責任に関する若干のコメント」全国倒産処

- 理弁護士ネットワーク編・前掲注1）60頁以下も参照。
- 5) 加藤新太郎「破産手続開始申立代理人の財産散逸防止義務」NBL1079号（2016年）121頁、同「破産者代理人の財産散逸防止義務」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（有斐閣、2018年）1177～1180頁。
 - 6) 谷口哲也「破産申立てを受任した弁護士の財産散逸防止義務」中央大学大学院研究年報 44号（2015年）49～52頁。
 - 7) 田原睦夫＝山本和彦監修『注釈破産法（上）』（きんざい、2015年）116頁〔小林信明＝清水靖博＝松尾幸太郎〕、伊藤眞ほか「法人破産における申立代理人の役割と立場」事業再生と債権管理 155号（2017年）23～24頁〔服部敬〕など。
 - 8) 以下の内容につき、伊藤①・前掲注1）7頁以下、伊藤②・前掲注1）22頁以下。
 - 9) 破産財団に法主体性を認めるならば第三者（将来の破産財団）のためにする契約と見る余地もあるが（伊藤ほか・前掲注7）42頁〔沖野眞己〕参照）、破産財団それ自体の計数的な価値に変動がない場合に破産財団に損害が生じるのか、という問題がある。
 - 10) 個別に想定され得る実体法上の義務に関する網羅的な検討として、山本和彦「破産手続開始申立代理人の責任」全国倒産処理弁護士ネットワーク編・前掲注1）43頁以下参照。
 - 11) 加藤・前掲注5）高橋古稀 1178頁。
 - 12) 加藤正治『破産法研究 第2巻』（有斐閣、1924年）215～216頁、同『破産法要論〔第16版〕』（有斐閣、1952年）154頁。
 - 13) 現在の学説の到達点につき、水元宏典「破産管財人の法的地位」高木新二郎＝伊藤眞編集代表『講座 倒産の法システム 第2巻』（日本評論社、2010年）37頁以下参照。
 - 14) 山本・前掲注10）56～59頁、伊藤ほか・前掲注7）42頁〔沖野〕では、立法論としての検討可能性が示されている。
 - 15) 山本・前掲注10）57頁参照。
 - 16) 授權の要否を含む任意的訴訟担当の成立要件については、最判平 28・6・2民集 70巻 5号 1157頁参照。
 - 17) 伊藤①・前掲注1）8頁、伊藤②・前掲注1）23頁では、財産散逸防止義務違反による損害を「個別債権者の損害に分解することは困難である」とされる。損害の種類（ドイツ倒産法 92条の全体損害）に着目する谷口哲也「破産管財人の全体損害賠償責任に関する序論的考察」京女法学 20号（2021年）10頁以下も参照。
 - 18) 山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（弘文堂、2015年）371頁〔山本和彦〕、伊藤①・前掲注1）7頁、伊藤②・前掲注1）22頁。
 - 19) やや文脈が異なるが、破産事件において保護される利益の中間項を措定することの有用性を説く山本和彦「多数消費者が債権者となる破産事件について」NBL1204号（2021年）20～21頁が示唆的である。